

6 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第75号を発行させていただきます。
間もなく梅雨入りでジトジトする日が増えてきます。
体調を崩さないように気をつけましょう。

今月は、税理士の西淀川支部のハイキング同好会で箕面にハイキングに行った際の写真を掲載させていただきます。



(写真は、箕面山瀧安寺です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税軽減税率について** **その2**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**血圧を下げる呼吸法について** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税軽減税率 について その2

消費税率の引上げと消費税の軽減税率が今年の10月

から実施される予定ですので、今月も消費税の軽減税率について国税庁にて作成されている「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」を中心にご紹介させていただきますこととします。

Q、当社は、従業員の出張の際に、旅費規定に基づき、日当を支給しています。この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など軽減税率の適用対象となる支払いに充てられることもあります。なお、その支出内容につき、従業員から領収書等の提出を求め実費で精算を行うものではありません。このような日当の適用税率を教えてください。

A、従業員等の出張等の際し、その出張等に必要な支出に充てるために事業者がその従業員等に対して支給する日当は、仮に従業員等が軽減税率の適用対象となる「飲食料品の譲渡」に充てたととしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

(注) 1 従業員等に支給する日当のうち、その旅行について通常必要と認められる部分の金額が課税仕入れに係る支払対価に該当します。

2 従業員等が支出した実費について、事業者が従業員等から受領した領収書等を基に精算するもの（実費精算分）については、その支払いの事実に基づき適用税率を判定する

こととなります。

*従業員等への渡切出張旅費の場合は、(注) 1 に該当します。

Q、セルフサービスの飲食店での飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

セルフサービスの飲食店であっても、顧客にその店舗のテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用して、飲食料品を飲食させていますので、軽減税率の適用対象となりません。

*セルフサービスであっても飲食店内で食事をする場合は、軽減税率の対象にはなりません。



(写真は、瀧安寺境内にある大弁財天です)

Q、店内にイートインスペースを設置したコンビニエンスストアにおいて、ホットドッグ、から揚げ等のホットスナックや弁当の販売を行い、顧客に自由にイートインスペースを利用させていますが、この場合の弁当等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A イートインスペースを設置しているコンビニエンスストアにおいて、例えば、トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合などは、店内のイートインスペースで飲食させる「食事の提供」

であり、軽減税率の適用対象となりません。

ところで、コンビニエンスストアでは、ご質問のようなホットスナックや弁当のように持ち帰ることも店内で飲食することも可能な商品を扱っており、このような商品について、店内で飲食させるか否かにかかわらず、持ち帰りの際に利用している容器等に入れて販売することがあります。このような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、その際、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストアの場合において、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

*会計時にお客さんが、「持ち帰り」（税率 8%）か「店内で飲食」（税率 10%）か自己申告することを採用することになりそうです。

来月も引き続きご紹介させていただく予定にしております。

【参考文献】

・国税庁リーフレット 「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）」



(写真は、こもれび展望所からの眺めです)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

行政手続き関連

日経新聞に「行政手続き電子で完結 法案が衆院通過」、「行政手続きネット完結 デジタルファースト法成立」などの記事が掲載されておりました。

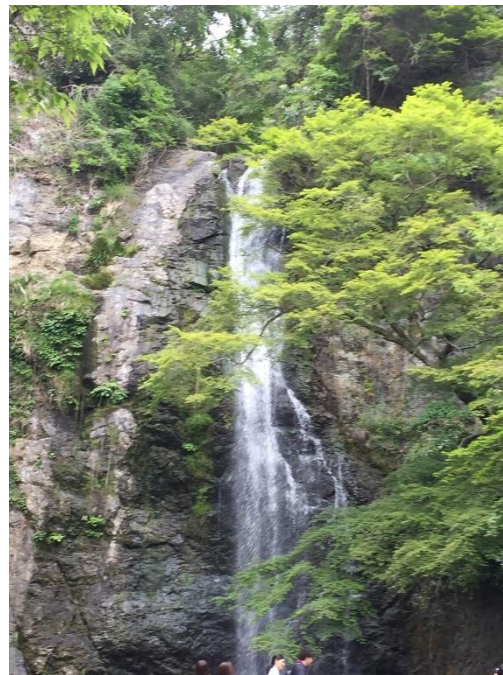
記事の内容は、

- ・行政手続きを原則、電子申請に統一するデジタルファースト法が参院本会議で可決、成立した。引っ越しや相続などの手続きがインターネット上で完結できるようになる。
- ・利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につなげる。
- ・マイナンバー法と公的個人認証法、住民基本台帳法などを一括改正する。
 - ① 手続きをIT（情報技術）で処理する「デジタルファースト」
 - ② 同一の情報提供は求めない「ワンスオンリー」
 - ③ 手続きを一度に済ます「ワンストップ」の3つの原則が柱となる。
- ・引っ越しをする際、ネットで住民票の移転手続きの準備をすると、その情報を基に電気やガス、水道の契約変更もできるようにする。19年度から実施する。相続や死亡の申請もネットで完結させる。
- ・20年度からは法人設立の負担も軽くする。登記事項証明書の添付の手間をなくし、ネットで申請できるようにする。法務局に向いて同証明書を取得し、書類を複数の窓口を示す手間を省く。
- ・行政手続きの電子化にはマイナンバーカードの活用が欠かせないが、普及率は1割にとどまる。法改正でICチップの付いたマイナンバーカードの普及を進める。

などと書かれておりました。

*行政手続きがネットで完結できるようになりますが、マイナンバーカードの取得が必須になってきますので、そろそ

ろ取得することを考えないといけません。



(写真は、箕面の大滝です)

銀行融資関連

日経新聞に「中小「経営者保証」見直し 事業承継に伴う不安軽減」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・中小企業が持つ借金の返済を経営者が個人で背負う「個人保証」を見直す動きが出ている。後継者が借金への不安を持ち、事業を引き継ぐのをためらう要因になるためだ。
- ・中小企業庁などは保証をつけない融資の環境作りに乗り出す。
- ・事業承継にあたって個人保証を外せる条件を具体的に示す方針だ。
- ・保証を外したい経営者から要請があれば、金融機関と融資の協議をする際に弁護士や税理士といった専門家を国から派遣する制度も検討する。専門的な知識のない経営者をサポートし、保証が不要なら解除を求めやすくする。

などと書かれておりました。

*経営者保証が事業承継に影響を及ぼしているようです。金

融機関も融資を行う際に安易な個人保証を求めない融資を
考えていただきたいと思います。



(写真は、箕面の音羽山荘という飲食店の外観です)

4 血圧を下げる呼吸法について

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ
について毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「長く息
を吐けば血圧が下がる」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・呼吸の仕方も、深く血液循環に関係しています。息を
吸うときには血圧は高くなり、息を吐くときには血圧
は低くなります。
- ・なぜ呼吸時には血圧が低下するのでしょうか。それは
呼吸の仕方によって血管の循環抵抗(血液の通り易さ)
や自律神経系の変化が見られるからです。循環抵抗に
ついていえば、血管の縮小や拡大によって血圧は変化
します。自律神経系では副交感神経が活発に働けば血
圧は低下します。
- ・呼吸には静脈血管の拡大を促す作用があるので、呼吸
時間を長くすると(10秒以上)、血圧は低下してきま
す。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、「高血圧治
療ガイドライン 2019」という書籍が5年ぶりに改訂され
たことによりテレビで高血圧の事を取り上げていたから
です。

降圧目標が 130/80 mm Hg に引き下げられたとのこと。
これで高血圧症治療の薬を飲む方が増えてしまうのでし
ょうね。薬に頼って血圧を下げるのではなく、今回ご紹介
させていただいております呼吸方法を少し変えることによ
って血圧を下げることもできるようなので、薬に頼る
前に何かできることはないか考えてみられることをお勧
めいたします。

【参考文献】

- ・呼吸の極意 心身を整える絶妙なしくみ 著者 永田
晟 発行所 講談社

5 編集後記

GW10 連休の影響で先月は仕事でバタバタしておりま
した。その中で気分転換ができたのが、西淀川支部の税
理士の先生方と箕面大滝のハイキングでした。



ランチで利用させていただいた音羽山荘は、結婚式場
としても利用ができ、土日祝日は予約するのが難しいみ
たいです。今回は運よく個室が予約でき、美味しいラン
チをいただくことができました。

箕面の滝道を歩くのは楽なのですが、ハイキングコー
スは結構険しい箇所もあり歩きごたえのあるコースで
した。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。